

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループのコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、社会・経済環境の変化に即応した的確な意思決定ができる組織体制を継続的に運用することであり、「効率性」「公平性」「透明性」「公正性」「迅速性」を持った的確な意思決定をすることにより株主、取引先、従業員等のすべてのステークホルダーに適正な利益をもたらすと考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

< 女性の活躍促進を含む社内の多様性の確保 >

補充原則2-4 :

当社は、創業以来、経験・能力等に基づいた中途採用をベースに事業拡大してきており、多様なスキル・経験をもった中途採用者の管理職登用にについては現時点で複数の実績があります。女性・外国人の管理職登用については実績はあるものの今後の重要な課題と捉えております。また、当社では階層別研修など人材育成に注力しておりますが、多様性の確保に向けた人材育成方針と社内環境整備方針の開示も含めて、検討してまいります。

< 情報開示の充実 >

補充原則3-1 :

サステナビリティレポートにおいて、持続的な成長のための取組指針を記載しております。人的資本や知的財産への投資等についても、重要な課題と捉えており、具体的な情報開示について今後検討を進めてまいります。気候変動に係るリスク及び収益機会が自社の事業活動や収益等に与える影響については、現在データの収集などを進めており、開示内容等について検討してまいります。

< 取締役会の役割・責務 >

補充原則4-1 :

当社の取締役会は、最高経営責任者等の後継者計画(プランニング)の策定、後継者候補の育成等の監督を行っておりませんが、長期的には重要な課題と捉えており、今後も対応を検討してまいります。

補充原則4-2 :

現時点では当社の経営陣は一定の自社株式を保有しておりますので、持続的な成長に向けたインセンティブを十分に有している状況にあります。が、長期的には重要な課題と捉えており、今後も対応を検討してまいります。

補充原則4-3 、4-3 :

現時点ではCEOが大株主であり、中長期的な企業価値向上に向けたインセンティブが強く働く状況であると考えますが、具体的な選解任基準を設けることは長期的には重要な課題と捉えており、今後も対応を検討してまいります。

< 任意の仕組みの活用 >

補充原則4-10 :

当社は報酬の決定に関しては社外役員を関与させる方針です。指名に関しては、長期的には重要な課題と捉えており、補充原則4-1 とともに今後も対応を検討してまいります。

< 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件 >

補充原則4-11 :

当社は、毎年、各取締役の評価を社外役員も交えて行っております。取締役会全体の実効性の評価及び開示は、長期的には重要な課題と捉えており、今後も対応を検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

< 政策保有株式 >

原則1-4:

当社は、成長戦略に則った業務提携関係の維持・強化に繋がり、当社の中長期的な企業価値の向上に資すると判断した場合について、他社の株式を保有する方針です。取締役会において、発行企業の財政状態、経営成績及び株価、配当等の状況を確認し、政策保有の継続の可否について定期的に検討を行い、保有の妥当性が認められない場合には縮減してまいります。

政策保有株式の議決権行使については、当社及び発行企業の企業価値向上に繋がるかどうかを検討し、議決権を行使することとしております。

< 関連当事者間の取引 >

原則1-7:

当社の関連当事者等管理規程において必要な手続きを定め、取引が発生した場合は取締役会の承認を必要とする旨、定めております。

< 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮 >

原則2-6:

当社は、企業年金の積立金の運用を行っておりません。

< 情報開示の充実 >

原則3-1:

() 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社の経営理念や経営戦略等は当社ホームページで開示しております。

() 本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

コーポレートガバナンス報告書 1.基本的な考え方 に記載の通りです。

() 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

取締役の報酬の決定については、会社全体の業績に加えて個々の役員の経営への寄与度を勘案した上、社外役員の意見も踏まえて取締役会にて決定しております。

() 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

当社は取締役の業績や部門の評価に基づき、取締役の選解任について議論を社外役員も交えて行い、株主総会での承認を得ております。監査役候補は、実効性のある監査が行える専門性を有するものを選任し、株主総会での承認を得ております。

() 取締役会が上記()を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

個々の選解任・指名についての説明は、株主総会招集通知において開示する方針です。

< 取締役会の役割・責務 >

補充原則4-1 :

当社は取締役会規則、職務権限規程に基づき、取締役会への委任事項を定め、取締役会の決議を得ております。それ以外の決定事項については、職務権限規程に基づき、本部長以下の職位に委任しております。

原則4-2:

当社は、会社業績に加えて個々の役員の当社への貢献を加味して役員報酬を決定しております。また、社外役員も報酬の決定に関与させ、役員報酬の透明性を確保しております。

< 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質 >

原則4-9:

当社の社外取締役の独立性判断基準は、会社法上の社外取締役の要件、東証の独立性基準を踏まえております。また、当社は、経営者や公認会計士、弁護士としての豊富な経験と高い見識に基づき、当社の経営全般に対する独立した客観的な観点からの助言・提言を行うことのできる人物を独立社外役員として選任しております。

< 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件 >

補充原則4-11 :

当社は、各取締役が持つ主たるスキルを一覧化したマトリックスを作成し、当社の経営に求められる経験、知識、能力を踏まえて社内取締役を選任し、様々な企業経営の経験豊かな社外取締役を招聘しています。

当社は、様々な意見や考えが当社の経営に反映され、取締役会において実効性のある議論がなされるために必要な役員を確保してまいります。取締役の選解任に関する方針・手続は原則3-1に記載の通りです。

役員のスキル・マトリックスについては添付資料を参照ください。

補充原則4-11 :

取締役及び監査役の重要な兼職の状況についての開示は、株主総会招集通知において毎年開示しています。

< 取締役・監査役のトレーニング >

補充原則4-14 :

取締役、監査役には社内レクチャー、外部セミナー、研修への参加の機会を提供しております。

< 株主との建設的な対話に関する方針 >

原則5-1:

当社は、株主との建設的な対話を促進するため、合理的な範囲で積極的な対応を行っております。

(i) 株主との対話については、IR担当取締役が統括します。

(ii) 当社のIR担当部門は、適切な情報開示を実現するため、社内各部署との連携し、株主との対話に臨みます。

(iii) 株主との対話については、当社ウェブサイト上で決算説明資料を開示した上で、定時株主総会や決算説明会を実施し、経営方針の説明を行っております。(<https://www.rakus.co.jp/ir/library03.html>)

また、当社ウェブサイトには、IR用の問い合わせフォームを設置し、個別の質問や意見を受け入れることで、積極的な対話の実現を図っております。

(iv) 対話の結果として、株主から重要な意見を把握した場合、IR担当は必要に応じて、取締役会や社内関係部署へフィードバックを行います。

(v) インサイダー情報の管理については、社内で定める重要情報開示及びインサイダー取引防止規程に基づき、適切に管理しております。株主との対話に際しては、未公表の重要事実を伝えることがないよう、情報管理を徹底しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%以上20%未満

【大株主の状況】

| 氏名又は名称 | 所有株式数(株) | 割合(%) |
|---|------------|-------|
| 中村 崇則 | 62,240,300 | 34.35 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) | 10,513,600 | 5.80 |
| 松嶋 祥文 | 9,340,000 | 5.15 |
| 本松 慎一郎 | 8,814,300 | 4.86 |
| 井上 英輔 | 8,000,400 | 4.41 |
| 浅野 史彦 | 8,000,000 | 4.41 |
| 小川 典嗣 | 4,000,000 | 2.20 |
| MSCO CUSTOMER SECURITIES(常任代理人モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社) | 2,992,844 | 1.65 |
| 野島 俊宏 | 2,640,000 | 1.45 |
| ラクス従業員持株会 | 2,610,700 | 1.44 |

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明

所有株式数の割合は、自己株式を控除して計算しております。

3. 企業属性

| | |
|---------------------|-----------------|
| 上場取引所及び市場区分 | 東京 プライム |
| 決算期 | 3月 |
| 業種 | 情報・通信業 |
| 直前事業年度末における(連結)従業員数 | 1000人以上 |
| 直前事業年度における(連結)売上高 | 100億円以上1000億円未満 |
| 直前事業年度末における連結子会社数 | 10社未満 |

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

| | |
|------|---------|
| 組織形態 | 監査役設置会社 |
|------|---------|

【取締役関係】

| | |
|------------------------|--------|
| 定款上の取締役の員数 | 8名 |
| 定款上の取締役の任期 | 1年 |
| 取締役会の議長 | 社長 |
| 取締役の人数 | 6名 |
| 社外取締役の選任状況 | 選任している |
| 社外取締役の人数 | 3名 |
| 社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 | 3名 |

会社との関係(1)

| 氏名 | 属性 | 会社との関係() | | | | | | | | | | | | |
|-------|----------|-----------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|--|--|
| | | a | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k | | |
| 荻田 健治 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | | | | | |
| 國本 行彦 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | | | | | |
| 斉藤 鈴華 | 弁護士 | | | | | | | | | | | | | |

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

| 氏名 | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由 |
|-------|------|--|---|
| 荻田 健治 | | | 他社での取締役の経験があり、幅広い見識から発言・アドバイスを得たり、固有のキャリアに立脚した総合的な判断と中立的、客観的監督を受けることができると判断したため、社外取締役に選任いたしました。 |
| 國本 行彦 | | 國本氏は、当社の取引先である株式会社 Kips(2022年3月期における売上高150千円)の代表取締役です。 | 他社における経営者としての豊富な経験と高い見識に基づき、従来の枠組みにとらわれることのない視点から、当社の経営の監督と経営全般の助言をしていただけるものと判断したため、社外取締役に選任いたしました。 |

| | | |
|-------|--|---|
| 斉藤 鈴華 | | 社外役員になること以外の方法で、会社の経営に関与したことはありませんが、弁護士としての専門的な知見と経験を有されるとともに、他社の社外監査役を務められるなど、独立した客観的な立場からの監督機能と経営全般に対する法務的な知見からの助言が期待できると判断したため、社外取締役を選任いたしました。 |
|-------|--|---|

| | |
|----------------------------|----|
| 指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 | なし |
|----------------------------|----|

【監査役関係】

| | |
|------------|--------|
| 監査役会の設置の有無 | 設置している |
| 定款上の監査役員数 | 4名 |
| 監査役員数 | 3名 |

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査部門は、月1回内部監査結果について監査役に報告するほか、常勤監査役と日常的に意見交換を行うなど、連携を図っております。また、監査役、会計監査人及び内部監査部門は、必要に応じて適宜意見交換を行うなど、連携を図っております。

| | |
|-------------------------|--------|
| 社外監査役員の選任状況 | 選任している |
| 社外監査役員数 | 2名 |
| 社外監査役員のうち独立役員に指定されている人数 | 2名 |

会社との関係(1)

| 氏名 | 属性 | 会社との関係() | | | | | | | | | | | | |
|-------|----------|-----------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | a | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k | l | m |
| 松岡 宏治 | 公認会計士 | | | | | | | | | | | | | |
| 阿部 夏朗 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | | | | | |

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員との相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

| 氏名 | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由 |
|-------|------|--|--|
| 松岡 宏治 | | | 公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有していることから、取締役の職務の執行を監督し、意思決定の透明性、効率性及び公平性を確保する上で、十分な能力、経験があると判断したため、社外監査役に選任いたしました。 |
| 阿部 夏朗 | | 阿部氏は、当社の取引先である株式会社プラットフォームホールディングス(2022年3月期における販売手数料50千円、売上高1,384千円)、ANDB株式会社(2022年3月期における売上高810千円)の代表取締役です。 | 経営者としての豊富な経験と幅広い知識を有しており、幅広い見識から発言・アドバイスを得たり、固有のキャリアに立脚した総合的な判断と中立的、客観的監督を受けことができると判断したため、社外監査役に選任いたしました。 |

【独立役員関係】

独立役員の人数

5名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

特記すべき事項はありません。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬の総額が1億円以上の者が存在しておりませんので、個別報酬の開示はしていません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員報酬は、世間水準、業績、社員給与とのバランス等を考慮し株主総会にて決議された報酬限度額の範囲内で、取締役会の決議により決定しております。また、監査役報酬は株主総会にて決議された限度額の範囲内で、監査役会の決議により個別報酬額を決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役についてのサポートは、経営管理本部が行っており、取締役会資料については十分に検討できる時間を確保するため事前に配付しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、監査役会設置会社であり、監査役は3名(常勤監査役1名、非常勤監査役2名)であります。監査役は、取締役会等の重要な会議に出席して、意思決定のプロセス並びに業務執行状況を独立した立場から監視を行っております。取締役会は、取締役6名(うち社外取締役3名)で構成されており、原則として月1回以上開催し、当社の経営方針・経営計画の策定及び業務執行状況の確認、並びにその他法令で定める事項・経営に関する重要事項の審議決定を行い、各取締役の職務執行を監督しております。内部監査室は、専任の担当者4名を置き、法令の遵守状況及び業務活動の効率性などについて当社各部門及び子会社に対して内部監査を実施し、業務改善に向け具体的に助言・勧告を行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

コーポレート・ガバナンスの仕組みは、その時点で会社の目的達成に最適と思われる仕組みを採用することとしています。従って、社会環境・法的環境の変化に伴い適宜見直すこととしています。当社は、社外監査役を含めた監査役による経営の監視・監督機能を適切に機能させることで経営の健全性と透明性を確保しております。また、取締役会による業務執行の決定と経営の監視・監督機能を向上させるため社外取締役を選任しております。当社は、社外取締役による業務執行者から独立した監視・監督機能及び監査役・監査役会による当該機能の両輪を核としたガバナンス体制が適切であると判断しており、監査役会設置会社を選択することとしています。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

| | 補足説明 |
|--|--|
| 株主総会招集通知の早期発送 | 株主総会の招集通知については、早期発送に努めております。 |
| 集中日を回避した株主総会の設定 | 株主総会の開催日につきましては、他社の株主総会が集中する日避け、多くの株主にとって出席しやすいと思われる日を設定するように留意しております。 |
| 電磁的方法による議決権の行使 | 2022年6月開催の第22期定時株主総会より、インターネットによる議決権行使を可能としております。 |
| 議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み | 2022年6月開催の第22期定時株主総会より、議決権電子行使プラットフォームに参加しております。 |
| 招集通知(要約)の英文での提供 | 2022年6月開催の第22期定時株主総会より、一部を除き英訳も作成し、当社ホームページに掲載しております。 |

2. IRに関する活動状況

| | 補足説明 | 代表者自身による説明の有無 |
|-------------------------|---|---------------|
| ディスクロージャーポリシーの作成・公表 | 当社ホームページ内にIRページを開設し、ディスクロージャーポリシーを公表しております。 | |
| アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催 | 本決算及び第2四半期決算後に、決算説明会を定期的に開催致します。 | あり |
| IR資料のホームページ掲載 | 当社のホームページ内にIRページを開設し有価証券報告書、適時開示書類及びIRニュース等を掲載しております。 | |
| IRに関する部署(担当者)の設置 | 戦略企画部が担当いたします。 | |

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

| | 補足説明 |
|------------------------------|--|
| 社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定 | 今後検討していくべき課題と考えております。 |
| 環境保全活動、CSR活動等の実施 | 今後検討していくべき課題と考えております。 |
| ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定 | 当社は、「投資家をはじめとする全てのステークホルダーに対して、適時・適切に会社の情報を開示することが上場企業としての責務であり、この責務を果たすことが健全な証券市場を担う一員として必要不可欠であることを十分に認識し、常に全てのステークホルダーの視点に立った迅速・正確かつ公平な会社情報開示を行うことが重要である。」と考えております。 |

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は業務の適正性を確保するための体制として、2015年5月19日の取締役会にて、「内部統制システム整備に関する基本方針」を決議しており、現在その基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。その概要は以下のとおりです。

内部統制システム構築の基本方針

当社は、「応える」「育成する」「改善する」「偽らない」「進化する」という5つの経営理念を実践することを通じて社会の発展に貢献するとともに、企業価値の向上及び恒久的成長を実現するため、効率的で適法な企業体制を作りあげます。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 法令違反行為等に関する通報に対して適切な処理を行うため、「不祥事対応及び内部通報規程」を定める。通報者の秘密管理性を確保し、通報者が不利益を被らないよう厳格な措置を講じる。
- (2) 取締役会が取締役の職務執行を監督するために、取締役は、業務執行状況を定期的に取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務執行を相互に監視、監督する。
- (3) 取締役の職務執行状況は、「監査役監査基準」及び「監査計画」に従い、社外監査役を含む監査役の監査を受ける。
- (4) コンプライアンス意識の徹底・向上を図るための方策として、取締役、監査役及び従業員を対象とした、コンプライアンスの基本や業務上必須な情報管理等に関するeラーニング及び研修会を実施し、継続的な教育・普及活動を行う。
- (5) 取締役及び従業員が法令及び定款を遵守することはもとより、高い倫理観を持って事業活動を行う企業風土を構築するため、「経営理念」に加え、「倫理規程」及び「コンプライアンス規程」を定める。
- (6) 社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、関係機関との連携を含め会社全体で毅然とした態度で臨むものとし、反社会的勢力とは一切の関係を遮断する。
- (7) 内部監査人は、法令、定款及び諸規程等に基づき適切な業務が行われているか監査を行う。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び「文書管理規程」を含む社内規程に従い、書面(電磁的記録含む)により作成、保管、保存するとともに、取締役、監査役による閲覧、謄写に供する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) リスク管理の基本事項を定めた「リスク管理規程」に従い、各リスクについて網羅的、体系的な管理を実施する。
- (2) リスク情報等については、各部門責任者により取締役会に対して報告を行う。
- (3) 不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長の指揮下に対策本部を設置し、必要に応じて顧問弁護士事務所等の外部専門機関とともに、迅速かつ的確な対応を行い、損失・被害等の拡大を最小限にとどめる体制を整える。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するため、「取締役会規則」を遵守し、月1回の取締役会を開催するほか、必要に応じて適宜臨時取締役会を開催する。
- (2) 経営目標、中長期経営計画に基づく各部門の目標と責任を明確にするとともに、予算と実績の差異分析を通じて所期の業績目標の達成を図る。
- (3) 意思決定の迅速化のため、「組織規程」「業務分掌規程」及び「職務権限規程」等の社内規程を整備し、役割、権限、責任を明確にする。
- (4) 職務権限を越える案件については、主管部門の専門的意見を反映させた上で、代表取締役社長及び担当役員との合議により決裁する稟議制度を運営する。

5. 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 子会社は、「関係会社管理規程」に定める協議承認事項・報告事項については、当社への報告、承認を求めるとともに、定期的に業務進捗報告を実施し、経営管理情報・危機管理情報の共有を図りながら、業務執行体制の適正を確保する。
- (2) 子会社は、当社の内部監査室による定期的な内部監査の対象とし、監査の結果は当社の代表取締役社長に報告を行う。
- (3) 子会社担当取締役は、子会社の損失の危険の発生を把握した場合、直ちにその内容、発生する損失の程度及び当社に対する影響等について、当社の取締役会に報告を行う。
- (4) グループ内における取締役及び従業員の法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制として、当社及び子会社にグループ内部通報窓口を設置し、体制の整備を行う。
- (5) 当社及び子会社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との一切の関係を遮断するとともに、反社会的勢力及び団体からの要求に対しては、毅然とした対応を行う。また、警察や関係機関並びに弁護士等の専門機関と連携を図りながら、引き続き反社会的勢力を排除するための体制の整備を推進する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項 及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに指示の実効性に関する事項

- (1) 監査役が必要とした場合、監査役を補助するための監査役補助使用人を置くものとし、その人選については監査役会との間で協議する。
- (2) 監査役補助使用人に対する指示の実効性を確保するため、必要な知識・能力を備えた補助使用人を確保する。
- (3) 監査役補助使用人の取締役からの独立性を確保するため、監査役補助使用人は取締役の指揮、命令を受けないものとし、当該期間中の任命、異動、評価、解任等については監査役会の同意を得る。

7. 監査役への報告に関する体制

- (1) 当社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制
 - (a) 監査役は、取締役会の他、必要に応じて、一切の社内会議に出席する権限を有する。
 - (b) 監査役への要請に応じて、取締役及び使用人は、事業及び内部統制の状況等の報告を行い、内部監査室は内部監査の結果を報告する。
 - (c) 取締役及び使用人は、重大な法令・定款違反及び不正行為の事実、又は会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったときには、速やかに監査役に報告する。
- (2) 子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制
当社の監査役への要請に応じて業務の執行状況の報告を行うとともに、当社及び子会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項を発見したときは、直ちに当社の監査役へ報告する。

8. 前号7.の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制

監査役への報告を行った取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な扱いを行うことを禁止し、「不祥事件対応及び内部通報規程」で定める通報者の保護に基づき、当該報告をした者の保護を行う。

9. 監査役がその職務を執行するに必要とする費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務を執行するに必要とする費用等の請求の手続きを定め、監査役から前払い又は償還等の請求があった場合には、当該請求に係る費用が監査役がその職務の執行に必要なものと明らかに認められる場合を除き、所定の手続きに従い、これに応じる。

10. その他監査役がその職務を執行するに必要とする費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- (1) 社外監査役として、企業経営に精通した経験者・有識者や公認会計士等の有資格者を招聘し、代表取締役社長や取締役等、業務を執行する者からの独立性を保持する。
- (2) 監査役は、内部監査室と緊密な連携を保ち、必要に応じて、内部監査室に調査を依頼することができる。
- (3) 監査役は、代表取締役社長との定期的な会議を開催し、意見や情報交換が行える体制とする。
- (4) 監査役、内部監査室及び会計監査人は、監査結果等の情報・意見交換や協議を適宜行う等、相互連携を図る体制とする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 基本的考え方

反社会的勢力と関係を持つことはもとより、企業行動に対する社会の目は非常に厳しいものとなっており、企業関係者が法律違反や社会の一員として妥当性を欠く行動をすれば、その企業は法的制裁を受けるだけでなく、社会的な批判にさらされ、永年培ってきた信用を一夜にして失い、その存続すら危うくなることもあると認識し、当社としては、断固としてこのような関係を排除する方針であります。

具体的には、2009年10月15日の取締役会において反社会的勢力に対する基本方針として「わたしたちは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決します。」を決議し、その決議に沿って運用及び行動をとっております。

2. 整備状況

「不当要求対応マニュアル」及び「反社会的勢力排除マニュアル」を整備し、反社会的勢力との関係遮断を明文化するとともに、マニュアルにおいて、情報収集、属性確認手続き、警察、弁護士等の外部専門機関との連携など、当社として取るべき対応などを具体的に定めております。

3. 取り組み状況

当社では、不当要求防止責任者が暴力追放運動推進センターが行う講習に参加しております。その講習において暴力団からの不当要求に対処するための必要な知識、技能等について情報収集を行っております。また、取引先については、取引開始時等に反社会的勢力との関係について確認を行っております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

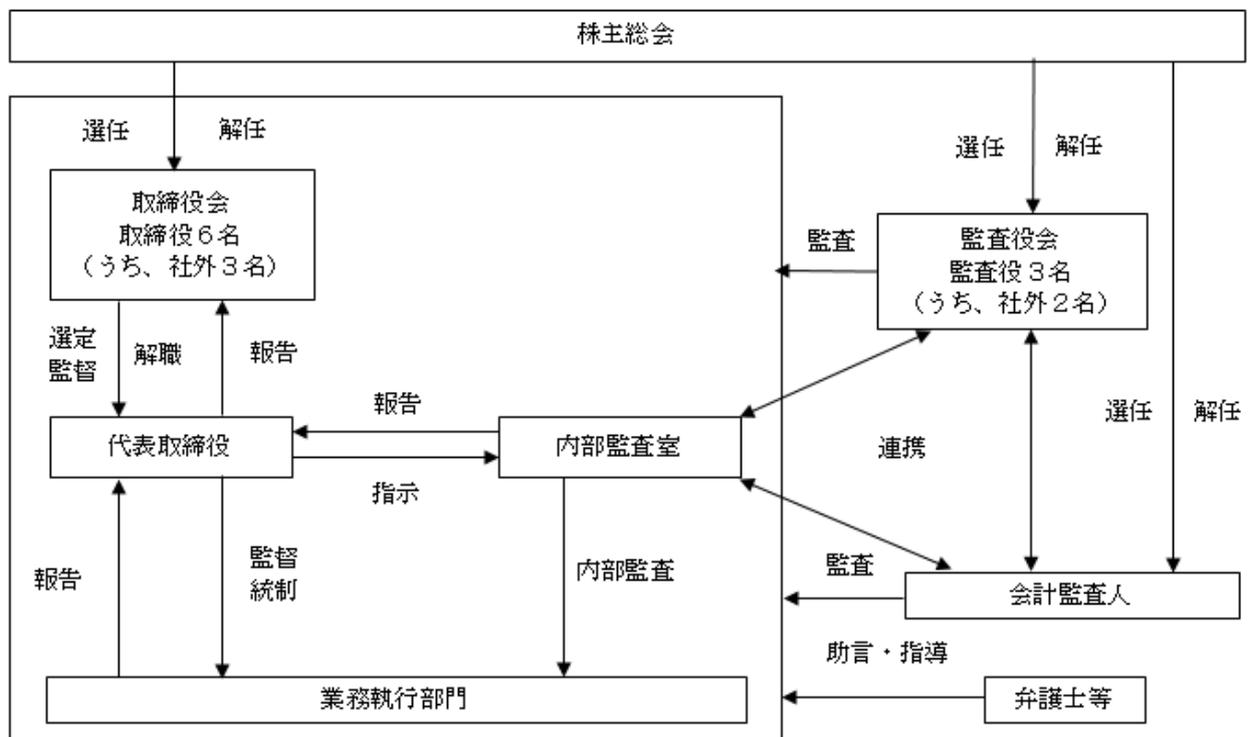
買収防衛策の導入の有無

なし

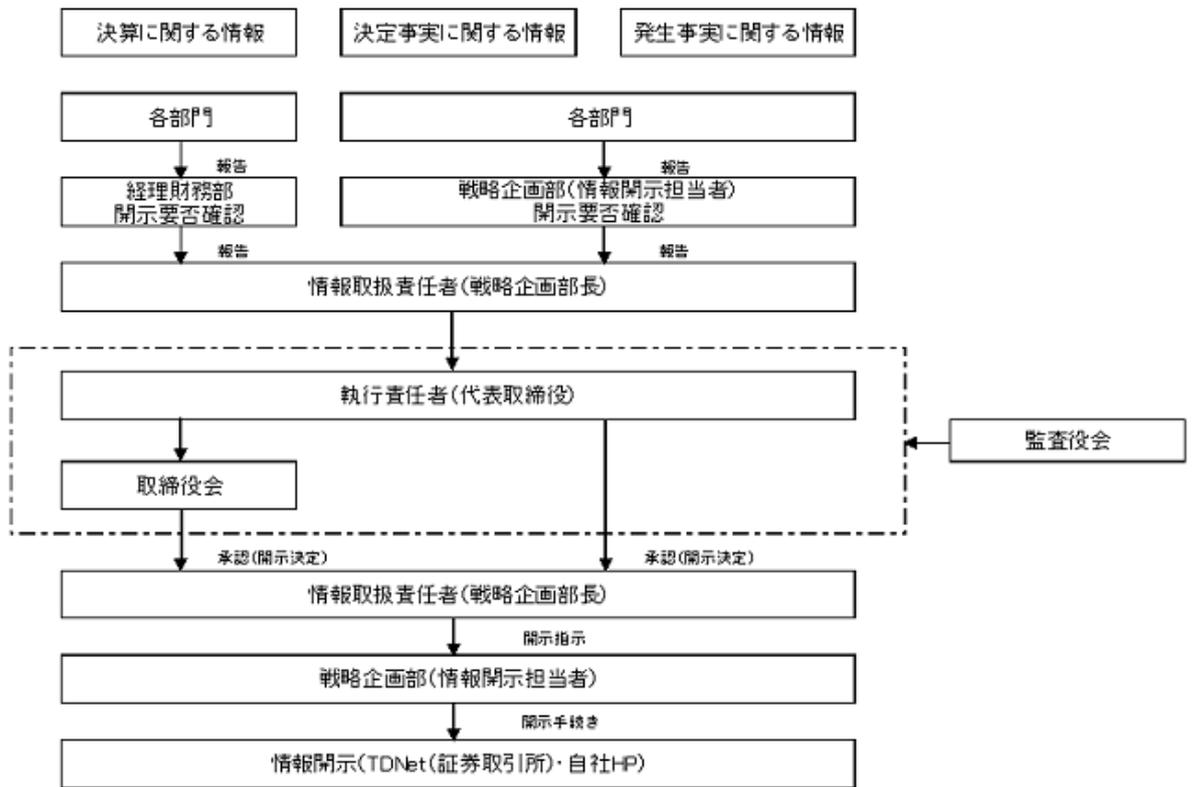
該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要(模式図)】



役員のスキル・マトリックス

| | | 企業経営・ 経営戦略 | 事業戦略・ マーケティング | 法務・リスクマネ ジメント | 財務・会計 | 人事・ 人材育成 | デジタル変革& テクノロジー | 資格 |
|-------|-------|---------------|------------------|------------------|-------|-------------|-------------------|--------------|
| 取締役 | 中村崇則 | ● | ● | ● | | ● | ● | |
| | 松嶋祥文 | ● | ● | ● | ● | | ● | |
| | 本松慎一郎 | ● | ● | | | ● | ● | |
| 社外取締役 | 荻田健治 | ● | ● | | | | | |
| | 國本行彦 | ● | ● | | | | | |
| | 斉藤鈴華 | | | ● | | | | 弁護士 |
| 監査役 | 野島俊宏 | | ● | ● | | | | |
| 社外監査役 | 松岡宏治 | ● | | | ● | | | 公認会計士 税理士 |
| | 阿部夏朗 | ● | ● | | | | | |